

平成二十九年二月二十一日受領  
答 弁 第 五 七 号

内閣衆質一九三第五七号

平成二十九年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員近藤昭一君提出オスプレイの横田基地配備および木更津駐屯地の定期機体整備等その他オスプレイの配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近藤昭一君提出オスプレイの横田基地配備および木更津駐屯地の定期機体整備等その他才

Spreiの配備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十八年五月十七日内閣衆質一九〇第二六一号。以下「前回答弁書」という。）九について及び一〇から一二までについてでお答えしたとおりである。

二について

航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、また未知の部分もあるところである。横田飛行場周辺における航空機の飛行による低周波音の発生状況の把握等については、今後、必要に応じて、検討してまいりたい。

三について

お尋ねの「CV二二部隊の受け入れに伴う工事の内容および時期に変更」の意味するところが必ずしも明らかではないが、垂直離着陸機CV二二オスプレイ（以下「CV二二」という。）の横田飛行場への配備に当たっては、米政府の予算により、格納庫やシミュレーター施設の整備等を行うこととしている旨

米政府から説明を受けており、米政府が作成したCV二二の横田飛行場配備に関する環境レビュー（以下「環境レビュー」という。）においても当該施設整備等について記述されているところである。

現在、CV二二の部隊が暫定的に使用する格納庫や駐機場の整備等が行われており、平成二十九年四月までに完了する予定である旨米政府より説明を受けている。

また、CV二二の部隊が長期的に使用する駐機場や格納庫の整備等については、現時点で、平成三十年二月以降に着工する旨米政府より説明を受けている。

#### 四について

お尋ねの「騒音被害等が及ぶと考えられる自治体」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、政府としては、CV二二の横田飛行場への配備について、同飛行場周辺の地方公共団体や環境レビューの対象とされた米軍施設等が所在する地方公共団体等に対し説明を行ってきたほか、その他の地方公共団体に対しても、その御要望等を踏まえ、説明を行ってきたところである。

政府としては、CV二二の配備に当たり、米政府から情報が得られた場合には、速やかに関係地方公共団体等に伝達する考えである。

五について

お尋ねについては、前回答弁書一七についてでお答えしたとおりである。

六について

木更津駐屯地における米軍の垂直離着陸機MV二二オスプレイ（以下「MV二二」という。）の定期機体整備については、米軍の運用に関することであり、お尋ねにお答えすることは困難である。

七について

木更津駐屯地における米軍のMV二二の定期機体整備については富士重工工業株式会社によって、当該定期機体整備後に行う試験飛行については米軍によって、それぞれ実施されるものと承知しているが、それ以上の詳細については、お答えすることは困難である。

八について

米軍の航空機の整備に係る経費の負担については、政府としてお答えする立場にない。

九について

お尋ねの「トラブル」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に、航空機の危

難が生じた場合、機長は危難の防止に必要な手段を尽くすこととなる。

十について

平成二十四年九月十九日の「日本国における新たな航空機（MV-22）に関する日米合同委員会合意」（以下「合同委員会合意」という。）については、木更津駐屯地での定期機体整備後に行う試験飛行も含め、我が国における米軍のMV-22の飛行運用に適用されるものである。

合同委員会合意においては、運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間をできる限り限定するとされているところ、同駐屯地での試験飛行におけるモードの転換は、米軍の運用上必要な場合に該当するものと認識している。なお、政府としては、米政府に対し、当該試験飛行に際し、安全を確保するとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていく考えである。

十一について

木更津駐屯地における米軍のMV-22の定期機体整備については、御指摘の申入れの後、MV-22の飛行再開に際しては普天間飛行場に配備されているMV-22全機の飛行安全上の重要箇所全てについて点検

し、問題がないことを確認していること等の説明を米側から受け、当該説明について政府として合理性が認められると判断したこと、定期機体整備に際して安全に配慮すること等について地元の木更津市等へ説明を行った上で、その御理解を得て、平成二十九年二月一日から開始したものである。

十二について

米側からは、平成二十八年九月十六日に普天間飛行場に到着した二機のMV二二は、木更津駐屯地において定期機体整備を受ける機体の当該整備期間中の代替機となるものであり、同飛行場で運用されるMV二二の機数は、二十四機の範囲内であるとの説明を受けている。